## 物件調書【土地】

財産の名称	旧東伯町民住宅				
所在地	琴浦町大字八橋字井手領355番地2				
面積	公簿面積 193.59㎡	地目	宅地		
形状	不整形地	間口	約12.5m		
	<b>小</b> 程形地	奥行	約15m		
接面道路の状況	・接面街路との関係: おおむね等高 ・東側 幅員約5mの県同倉吉東伯線に接面				
位置及び環境	・JR山陰本線「八橋駅」の北東方道路距離で約900m ・最寄りの商業施設へ道路距離で約300m ・八橋小学校へ道路距離で約1km、東伯中学校へ道路距離で約1.8km				
法令等による制限	非線引都市計画区域(用途指定無し、建ペい率70%、容積率400%)、防火指定なし				
	電気	有	ガス	L Pガス ※都市ガス未整備	
供給処理施設の状況	上水道	接続済み 下水道 接続		接続済み	
	※引込等に伴う工事や各手数料・負担金は購入者負担です。				
沿革	<ul><li>・昭和52年7月25日 建物建築</li><li>・平成3年4月30日 旧東伯町が取得</li></ul>				
その他	・埋葬文化財、地下埋葬物存在の端緒及び土壌汚染の端緒は認められない。				

### 物件調書【建物】

	T			
財産の名称	旧東伯町民住宅			
所在地	琴浦町大字八橋字井手領355番地 2			
種別	事務所兼居宅	建築年月日	昭和52年7月25日	
		経過年数	約46年	
	事務所兼居宅	1 階:70.79㎡ 2 階:13.76㎡		
	7-10/1/10/C C	至语:13.76m 延:84.55㎡		
(建築面積) 延床面積	車庫	12.42m²		
	物置	3.25㎡		
	事務所兼居宅	木造ストレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
構造	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
耐震性	・新耐震基準適用(昭和56年6月)以前の建物である。			
アスベスト	・令和4年9月に実地した簡易調査による結果では、事務所兼居宅にアスベストが含まれ ている事が判明している。 ・専門機関によるアスベスト調査は実施していない。			
その他	・平成3年4月30日に旧東伯町が取得 ・建物は保守状況が悪く、便所・浴室・台所は劣化が著しい。 ・ツタの侵入もあり、2階の天井には雨水が染みこんだとみられるシミも確認できる。 ・外壁の鉄板の腐食も進行している。			



# 現況写真

(外観・家屋周辺)









## 1階 事務所





## 1階 和室



廊下



# 台所



# 浴室



# 便所



2階 和室



W-M-M-M-101 37 C 3 7 C 3		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
表 題 部 (土地の表示)	7日 不動産番号 2701000494394			
地図番号 B43-3,43-4 筆界特定 <u>余</u> 自				
所 在 東伯郡東伯町大学八橋字井	余百			
東伯郡琴浦町大字八橋字井	平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月14日登記			
① 地 番 ②地 目	③ 地 積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕		
3.5.5番2 宅地	196 52	全 金 自		
(余百)	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月7日		
<b>(条) (条) (</b>	193 59	③錯誤 国土調査による成果 〔平成12年5月24日〕		

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年5月9日 第2458号	原因 平成3年4月30日売買 所有者 東 伯 郡 東 伯 町 順位2番の登記を移記
	余书	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月7日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな ハ。

令和4年9月1日 鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

並河昌



表超	部(主である建物の	表示):調	製平成1	0年10月7日	T 不動産番号 2701000507662
		以 八 河	衣	0410777	1 小别在田内 2 7 0 1 0 0 0 0 0 7 0 0 2
所在図番号	余白				
所 在	東伯郡東伯町太字八橋字井手領 3:		5 5 番地 2		余百
	東伯郡琴浦町大字八橋字井	5番地2		平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月15日登記	
家屋番号	355番2				<b>余</b> 自
① 種 類	② 構 造	3	床 面	積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
事務所・居 宅	木造スレート・亜鉛メッキ 鋼板葺2階建		1 階 2 階	7 0 1 3	
<b>条</b> 自	<b>亲</b> 自	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条 2項の規定により移記 平成10年10月7日
表 題	[ 部 (附属建物の表示)				
符号①	種類②構造	3	床 面	積 m <sup>*</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕
車	庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建			1 2	12 条 自
2 物	置 木造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建			3   2	2.5 🙊 🖽
権和		(所有	権に関	する事	項)
順位番号	登記の目的		受付年月日	• 受付番号	権利者その他の事項
1 所有権移転			平成3年5 第2467		原因 平成3年4月30日売買 所有者 東 伯 郡 東 伯 町 順位2番の登記を移記
	余白		余 白	1. 1. A7 W T / A MANUAL	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2 の規定により移記

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。 -----

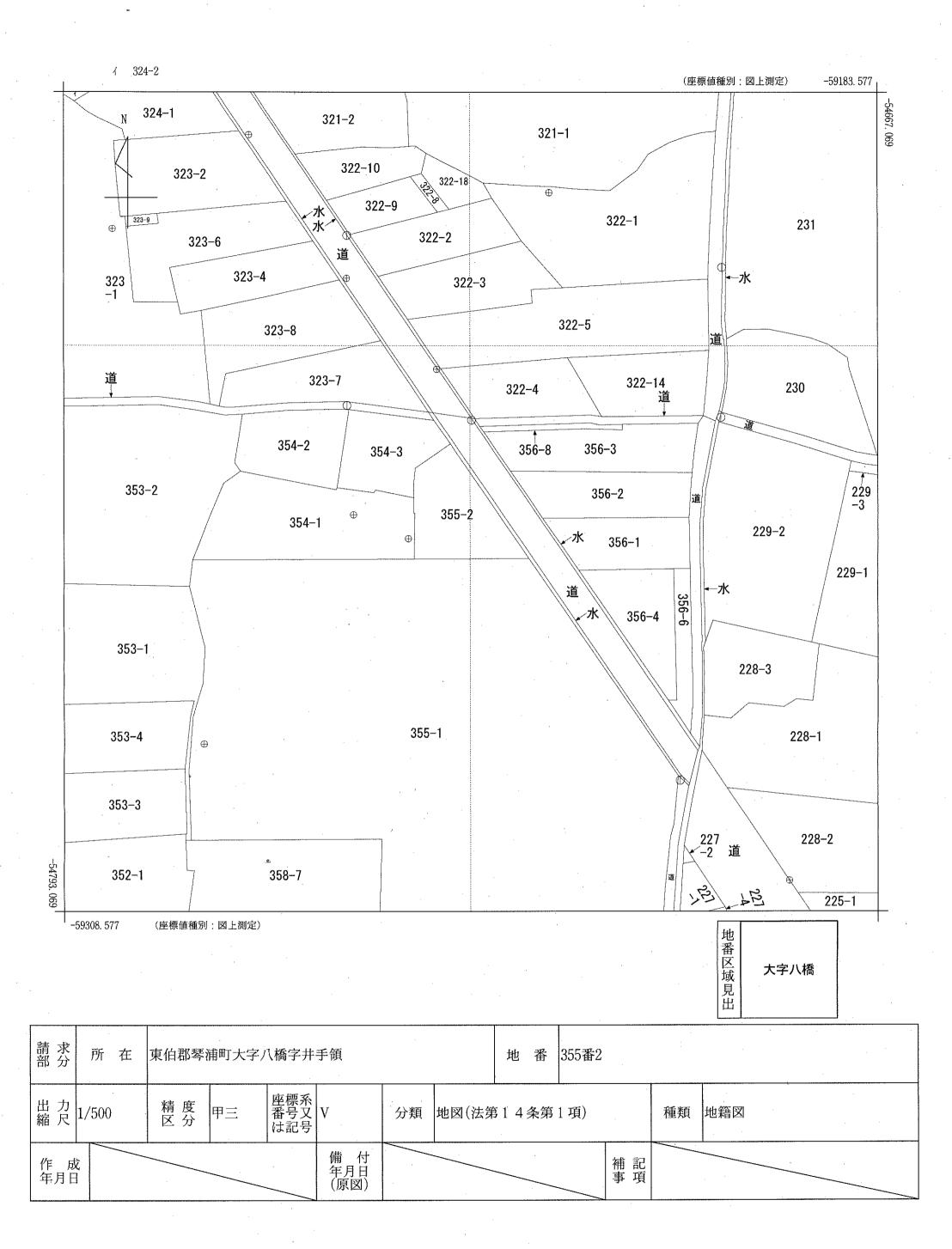
令和4年9月1日 鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

並 河 昌

平成10年10月7日





請求番号:1-2

(1/1)

令和4年9月1日 鳥取地方法務局倉書支局これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

鳥取地方法務局倉吉支局

並河昌廣



